

5 集落法人化のメリット

(1) 集落法人による営農上のメリット

① 機械利用の効率化が図られる

■ 効率的機械作業が可能になる

ほ場からほ場への連続作業が可能のため、機械の移動ロスが無く、機械の能力を十分に発揮できるため、短時間に多くの作業が可能となり、少ないオペレーターで作業ができるようになります。

■ 法人化を前提としての大区画ほ場整備で、作業能率が大幅に向上する

大区画に整備された水田があっても、農家毎に畦畔で仕切って利用されているのが通常です。集落法人では、農地を個別に分割する必要がなく、不要な畦畔を除去することで、本来の目的である作業能率の向上、作付面積の拡大、畦畔管理作業の労力低減が図られます。

■ 機械・施設への投資額および減価償却費を削減できる

経営を法人で一本化することが出来るので、営農に必要な機械・施設整備を個人別に行う必要がなくなります。

■ ミニライスセンターの効率的運行が可能になる

ミニライスセンターの利用においても、個人別に仕分けをする必要が無く、全ての乾燥機を満杯で運転することが可能となります。また、籾すり作業も連続作業が可能で、製品はいずれにおいても分別の必要がないなど機械及びスペースの利用効率が極めて高くなり、設備投資額の大幅な削減が可能になります。

② オペレーター作業への不満が解消される

■ オペレーターの作業に対する不満や苦情が解消される

地域農業集団では、オペレーターの作業に対して、注文や不満が出されることが多く、余分な作業や必要以上に丁寧な作業をして、作業能率の低下を招く原因となっています。

集落法人の経営においては、作業の精度が直接個人の経営に関係しないため、農地の所有者から不満が出ることはありません。また、収益に影響しなければ作業能率を優先し、作業精度は問題になりません。

■ 特に収穫作業の実施の遅れ等による不満が生じない

天候による収穫作業の遅れが、倒伏・穂発芽・胴割れ等による米の品質低下や、収量低下に直接影響します。したがって、地域農業集団等による機械の共同利用の場合、作業の実施時期による不公平が生じる場合があります。

集落法人の経営では、法人としての収益減は免れませんが、農家間の不公平の問題は生じません。

③ 効率的な水管理ができるようになる

■ 計画的な水利用が可能となる

個別経営では、水不足の年などは、時に用水のトラブルが起こりますが、集落法人においては、計画的な水利用が可能となります。

■ 水系毎の団地的水管理で、管理作業が楽になる

水系毎の水管理をすることにより、水稻栽培では早生、晩生の品種別に計画的な作付が可能となり、転作作物の栽培も排水対策が容易にできるようになります。

④ 効率的栽培が展開でき収入が増加する

■ 計画的な稲作及び転作が可能となる

個別経営では、個々の耕作地の範囲で生産調整をせざるを得ないことから稲作に適した水田が転作され、条件の悪い水田に稲が植えられるといった矛盾が生じていました。集落法人の経営においては、農地の利用設計が自由なため、最も多く収益を確保するための農地利用を行うことができます。

⑤ 全員の力で有利な経営が展開できる

■ 豊富な人材の技術や知識の活用で、有利な経営が展開できる

集落の中には、兼業等をしながら社会で身につけたプロ的な技術、専門的な知識を有している人材が必ずいるものです（経理事務、情報管理、機械等の修理、土木作業用機械の運転など）。こうした人材の技術や知識を、法人経営に活用することにより、有利な経営が展開できます。

■ 余剰労働力の活用で新たな農業の展開が可能となる

作業能率の大幅な向上によって生じる余剰労働力を活用し、野菜・花きなど高収益作物の生産や 6 次産業化への取組みなどが可能で、集落全体の所得向上が図られます。

■ 都市農村交流で集落が活性化する

法人化による集落営農の展開で、集落の話し合いが進み、親睦が深まるとともに、集落活動が活発化します。その中で、消費者や都市生活者との交流活動が生まれます。

■ 鳥獣害対策が可能となる

個別経営だと所有地毎に柵や網等を張り巡らす必要があり、労力も経費も多くかかっていましたが、集落法人経営では、必要な場所に効率的に被害防止対策を講じることが可能となります。

■ 量がまとまり有利販売が可能になる

米など農産物の量がまとまり、直接販売、農協への指定販売等で有利な販売が展開できます。

⑥ 重労働からの解放で楽になる

■ 女性、高齢者の労力軽減が可能となる

集落法人では、作業の分業化によって、各々の労力（体力等）に応じた作業が可能となり、女性や高齢者にとって負担のかかる作業がなくなります。

■ 労力軽減でゆとりのある生活が可能となる

作業の分業化によって、肉体的にも精神的にも解放され、ゆとりのある生活が可能となります。

(2) 法人化による制度上のメリット

① 社会保険制度加入による構成員、雇用者の身分保障による経営基盤の確立

■ 社会保険（社会保険、年金保険）に加入できる

■ 労働保険（労災保険、雇用保険）に加入できる

■ 就業規則を制定（雇用 10 人以上は労働基準監督署へ届出義務）する

② 法人税制適用による税制上の特典利用（適正で効果的な税務処理）

■ 法人税制の適用

定率課税（所得税は累進課税）が適用されます。

従業員の賃金、役員報酬が損金扱いとなります。

代表役員退職金が損金扱い（一定の条件あり）となります。

赤字決算の欠損金が 9 年間繰越控除できます。（※平成 23 年税制改正による）

■ 税制特例の適用

農地を農業委員会の斡旋及び農用地利用集積計画などを活用し、農業生産法人等の地域の担い手に譲渡した場合、農地譲渡所得税特別控除が受けられます。

また、農地を現物出資で取得した場合、不動産取得税が非課税になります。

■ 農事組合法人特例措置の適用

法人の設立登記など登録免許税が免除されます。

新規加入組合員が支払った加入金は益金不算入扱いとなります。

出資証券の印紙税は非課税となります。

事業税（地方税）は非課税となります（農業生産法人である農事組合法人）。

従事分量配当、利用分量配当は損金算入となります。

③ 制度資金の貸付枠拡大

■ 法人は個人より融資枠が大きい

④ 農業生産法人（農事組合法人は農業協同組合法第 72 条の 8 第 2 号に規定される法人【2 号法人】のみ）は農地の権利取得ができる

■ 農業生産法人で農地の権利取得が可能となる

農業生産法人は、組織として農地の権利取得（所有権・賃借権・使用賃借権）

ができ、地域の農地管理が可能となります。

農業生産法人として農業経営等事業行為の主体となれます。

⑤ 制度・規則に沿った経営管理で企業的経営管理ができる

- 企業会計原則に準じた経理で経営内容が明確となる
複式簿記による経理、決算書の作成が義務となります。

(3) 経営運営上のメリット

① 対外的な信用力が高まる

- 財産的基盤が個別経営に比べてしっかりしていること
出資金があり、一定の資産をもって経営を行っています。
- 経理が明確で経営の実績や財務内容を正確につかみやすい
- 法人経営者は法律や経理等について一定の知識・能力が備わっている

② 就業規則の整備により企業的農業が可能となる

- 就業規則でサラリーマン的農業とゆとりある農業経営の実現が可能となる

③ 資本蓄積・投下資本の効果的運用で経営の充実が図られる

- 貸借対照表により財務状況の把握ができる
- 内部留保で自己資金の蓄積が可能である

④ 人材の確保

- 新規就農者の受皿として機能する
集落法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得することができます。
- 幅広い人材の確保が可能となる
- 個人に比較して組織として継続性がある
農家の後継者でなくても、構成員・従業員の中から意欲ある有能な後継者を育成・確保することが可能です。

(4) 集落生活環境のメリット

① にぎわいの復活

農業生産活動以外に法人として集落の伝統行事などに関わることにより、地域の活性化につながります。

② 文化・生活様式の継承

地域の誇りとなる、地域特有の文化や生活様式を後世に継承し、豊かさと幸福の両立が可能な地域の形成を促す役割が期待されます。